

📌 今月のポイント

建設業の適切な社会保険⑦



建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

下請指導ガイドラインの改訂①

下請指導ガイドラインとは？

元請企業および下請企業の取組指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」があります。ここでは、平成29年度以降は、元請企業に対して、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、原則、現場入場を認めないという取扱いを行ってきました。さらに、令和4年4月からはそもそも請負人として扱うかどうかの判断が必要であることという観点からの改訂が行われています。

建設業界が目指す一人親方とは？

請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主

- ◆ 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
- ◆ 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

一人親方チェックリスト

別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記入 人 日: 年 月 日
チェックリスト記入者: _____
契約の相手方/担当者: _____

Point 1 依頼に対する返答	A 自分に得意な仕事がある
仕事先から仕事を頼まれたら、断る理由がありますか？	B 自分に得意な仕事はない
Point 2 指導監督	A 得意の仕事量や範囲、納期のほか、法的に自分の範囲で決定する
日々の仕事の内容や方法がどのように決まっていますか？	B 得意、会社から仕事量や範囲、納期のほか、指導監督が指示を決定して決まる
Point 3 拘束性	A 基本的に自分で決められる
仕事先から仕事の経路や時間（出勤・就業）を決められていますか？	B 会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性	A 代替を定めておく必要はない
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりにこなすことはできますか？	B 代替を定めておく必要はない
Point 5 報酬の対価性	A 仕事の成果に比例する
あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	B 日給や時間給などによって決められている
Point 6 資機材等の負担	A 自分で負担している
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	B 会社から用意されている
Point 7 報酬の根拠	A 正確な実績より決定される
報酬の算出に基準となる正確な実績と照らし合わせ、報酬額はどのくらいですか？	B 正確な実績と照らし合わせ、報酬額はどのくらいですか？
Point 8 専属性	A 専ら当該仕事の報酬で生活している
他社の業務に従事することは可能ですか？	B 専ら当該仕事の報酬で生活している

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。
①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
記入者が①の場合
1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。
2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。
記入者が②の場合
1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)
・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

記入 日: 年 月 日

チェックリスト記入者:

契約の相手方/担当者:

赤枠が追加箇所



◆ 次回も、各保険について解説していきます！